

平成 29 年 9 月 8 日

株主 各位

東京都港区港南四丁目 1 番 8 号
大黒屋グローバルホールディング株式会社
代表取締役 小川 浩平

定款変更につき通知公告

当社は、定款を変更して譲渡による株式の取得につき取締役会の承認を要する旨の定めを設けることにいたしましたので公告します。なお、効力発生日は平成 29 年 10 月 1 日です。

以 上